



# 祝 世界農業遺産認定!

## 静岡水わさびの伝統栽培

～発祥の地が伝える人とわさびの歴史～



### もくじ

平成29年 農地賃借料情報 .....	2
農地パトロール(利用状況調査)を行います .....	3
『静岡市都市農業振興基本計画』を策定しました .....	4
『茶園集積推進事業』をご活用ください! .....	5
平成30年度 第1回 農業経営講座/～農(のう)コン～ 参加者募集!/ 駿河区旬穫祭/毎月1日は「お茶に親しむ日」 .....	6～7
農業者年金で老後に備えませんか/農業者年金現況届について .....	8

【発行】 平成30年6月  
静岡市農業委員会

【編集】 静岡市農業委員会事務局  
静岡市葵区追手町5番1号  
電話:054-221-1483

【ホームページアドレス】  
[http://www.city.shizuoka.jp/000\\_000414.html](http://www.city.shizuoka.jp/000_000414.html)



静岡市葵区有東木が栽培発祥の地とされる「静岡水わさびの伝統栽培」が平成30年3月9日、国連食糧農業機関（FAO）より世界農業遺産に認定されました。



わさびの花

《世界農業遺産とは》

伝統農法や農村の景観、生物多様性を伝承し、持続的な活用を図ることを目的にFAOが認定制度を2002年に創設。

平成30年4月現在、「静岡の茶草場農法」など20ヶ国50地域が認定されている。

表紙写真 上：有東木のわさび田 通称「わさび山」と呼ばれる佛谷山(標高1503m)の様子  
 右下: 全国わさび品評会で農林水産大臣賞を受賞した静岡市のわさび  
 左下: 5月の収穫作業の様子

## 平成29年 静岡市農地賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃借権における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりになっています。

### 1 田(水稲)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	8,400円	10,000円	6,000円	10件
駿河区	12,000円	20,000円	10,000円	10件
清水区	—	—	—	—件
葵区中山間地域	8,100円	15,300円	3,000円	88件
清水区中山間地域	—	—	—	—件
(参考) 静岡市平均	8,500円			108件

### 2 畑(普通畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	11,400円	39,600円	6,600円	48件
駿河区	11,300円	46,500円	2,000円	12件
清水区	22,900円	88,700円	4,600円	18件
葵区中山間地域	10,700円	17,400円	5,000円	26件
清水区中山間地域	20,700円	30,000円	20,000円	15件
(参考) 静岡市平均	14,100円			119件

### 3 畑(茶畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	9,400円	15,200円	3,000円	51件
駿河区	11,800円	12,000円	10,000円	8件
清水区	9,900円	11,000円	4,600円	111件
葵区中山間地域	6,400円	13,000円	3,000円	146件
清水区中山間地域	19,400円	20,000円	10,300円	91件
(参考) 静岡市平均	10,700円			407件

### 4 畑(茶畑以外の樹園地)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	10,300円	10,600円	10,000円	2件
駿河区	12,900円	15,600円	10,900円	16件
清水区	12,800円	25,000円	4,900円	135件
葵区中山間地域	—	—	—	—件
清水区中山間地域	17,600円	20,000円	8,800円	74件
(参考) 静岡市平均	14,300円			227件

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。  
 ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。  
 ※3 「(参考)静岡市平均」の平均額は、各地域の平均値をデータ数により加重平均した値です。  
 ※4 中山間地域の対象地区は下記のとおりです。

<葵区>井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢、松野、足久保、中藁科、南藁科、服織西、賤機北、賤機中、北沼上  
 <清水区>両河内、小島、庵原、由比



## 「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積」について

平成30年2月19日開催の農業委員会総会において、下限面積(別段の面積)について審議を行い、次のとおり決定しました。

藁科地区、大里地区、両河内地区に、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定による別段の面積30アールを定める。(施行日 平成30年4月1日)

**【変更前】50アール(5,000㎡) → 【変更後】30アール(3,000㎡)**

※下限面積(別段の面積)とは…

農地の権利(所有権、賃借権等)取得に際し、農地の権利取得後の経営面積が原則50アール以上となるよう下限面積の要件が農地法で定められていますが、地域の平均的な経営規模などからみて、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることになっています。

## 農地パトロール(利用状況調査)を行います

農地法では、農地の所有者等には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、また、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ規定されています。

この農地法の規定に基づき、農業委員会では、平成30年8月から10月頃まで、市内のすべての農地を対象に農地パトロール(利用状況調査)を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

この調査で、適正に管理がなされていない農地の所有者には、有効に農地が利用されるよう意向調査等を行います。

### 農家の皆さまへお願い

- ①除草・耕うん・作付けなど、日頃から農地を適正に維持管理してください。
- ②高齢のため耕作するのが難しい方や、後継者がなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。



※農業振興地域内で、荒れた農地や十分管理されていない農地を放置すると、将来、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。



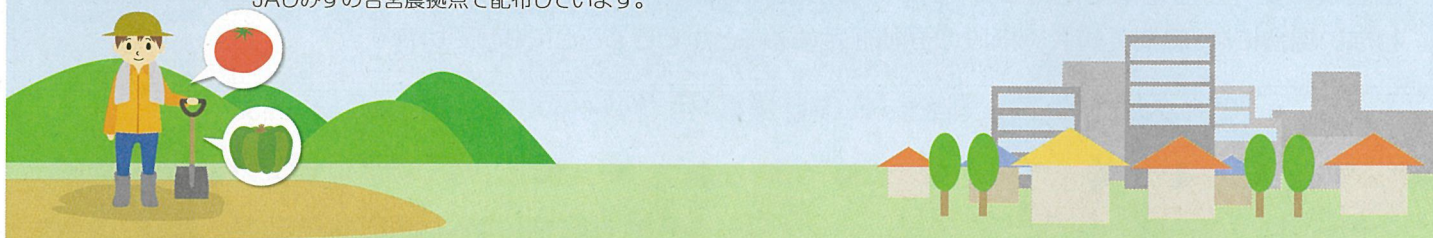
# 『静岡市都市農業振興基本計画』を策定しました

静岡市では、国の「都市農業振興基本法」に基づき、『静岡市都市農業振興基本計画』を平成30年3月に、静岡県内の自治体で初めて策定しました。

この『静岡市都市農業振興基本計画』は、都市農地を保全し、農業者の営農活動を支援するとともに、農業者と地域住民※が共存することで、将来にわたり本市の都市農業が安定的に継続すること、及び本市の都市農業(農地)が有する多様な機能の発揮を通じ、市民生活の向上に資することを目的としています。

※「地域住民」とは、市街化区域内に居住する市民を言います。

◆なお、本計画は市ホームページで公開しているほか、計画の概要版を市農業政策課窓口及びJA静岡市、JAしみずの各営農拠点で配布しています。



本計画に位置付けられた新たな支援事業として、これまでの「都市農家支援事業補助金」をリニューアルした『静岡市いきいき都市農業推進事業補助金』を今年度から開始しました。

## 静岡市いきいき都市農業推進事業補助金の概要

### 補助金額

補助対象となる施設・機械の導入にかかる経費※の **1/2以内の額(上限30万円)**  
※消費税抜きの金額

### 補助を受けられる人 ※次の条件をすべて満たす人

- ① 前年の農業収入が50万円以上の販売農家で、所得税または市県民税の申告があること
- ② 市内に住所を有し、かつ市内に居住する農業経営主であること
- ③ 市内に市街化区域内の農地を所有し、農業を営んでいること(農地法第3条第1項による借地も可)

**※申請は1経営体あたり年1回限りです**

※補助対象となる施設・機械は生産・出荷調整・加工販売など農業経営に必要なものです。

※種苗、肥料、農薬などの生産資材や、ノコギリ、鋤、剪定バサミ、軽トラックなど汎用性のあるものは補助の対象になりません。

※事業の詳細や申請方法など不明な点は下記までお問合せください。ホームページでもご覧いただけます。

※申請は毎月、月末で締めしており、平成30年度の最終受付は平成31年1月末日になります。

お問合せ 静岡市農業政策課 農業支援係 清水庁舎6階  
 TEL.054-354-2086 FAX.054-354-2482 e-mail/nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp



# 『茶園集積推進事業』をご活用ください!

茶園の耕作放棄地の発生を防止し、農地中間管理事業を活用して茶工場等への茶園集積を推進するため、農地中間管理機構を通じて借り受けた茶園に対し、乗用型機械で効率的に管理できるよう畝方向の統一、樹高揃え、樹勢回復などの事業を実施するための経費の一部を支援します。

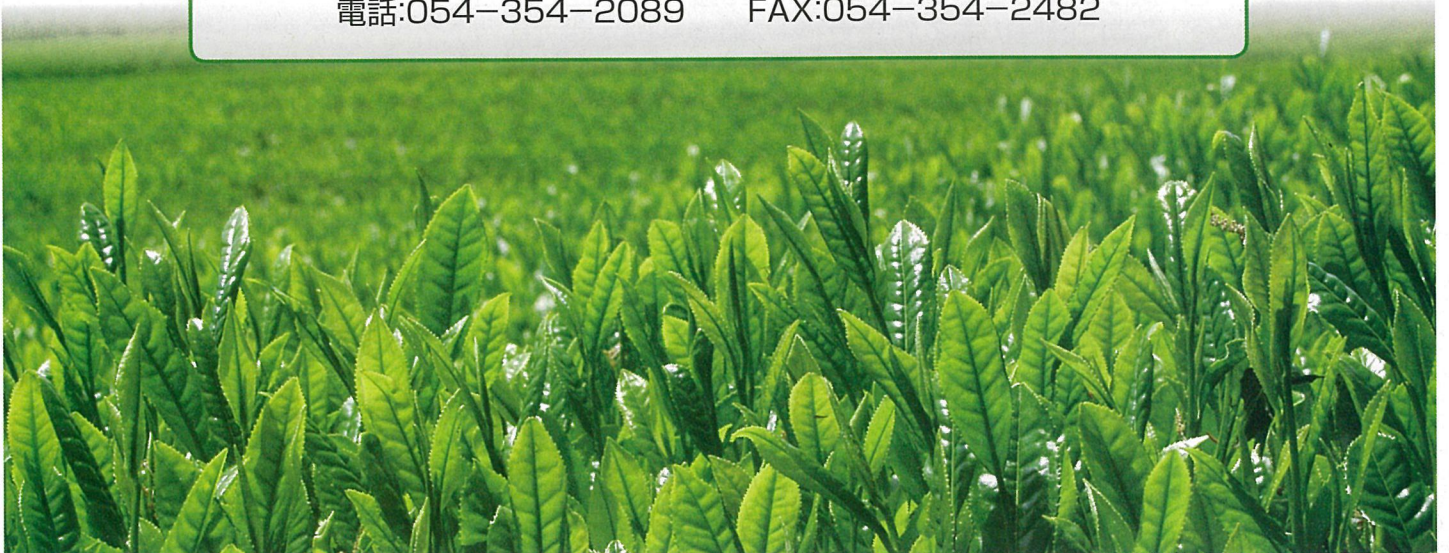
## 1. 助成内容

- (1) 事業主体……………茶園集積を進める茶工場等
- (2) 助成額……………取組メニューを実施することにより100ポイントを上回った場合に、50千円/10a(定額)を助成(県、市町で1/2ずつ負担)
- (3) 事業要件……………①茶工場等に茶園を集積すること②茶園集積は農地中間管理事業を活用すること(農地中間管理機構から借り受けた面積が対象)③当該地域を農地中間管理事業の重点実施区域と人・農地プランに位置付けること
- (4) 取組メニュー
  - ①乗用摘採機の活用……………枕地の抜根、整地(両側:17ポイント、片側:8ポイント)、畝方向の統一(伐開、抜根:78ポイント)、耕作道整備(抜根、整地による園内道整備:17ポイント)
  - ②連坦のための高さ調整……………中切り、台切り(93ポイント)、深刈り(37ポイント)
  - ③樹勢回復……………土壌改良(堆肥散布:53ポイント)、深耕(51ポイント)、初期除草(手取り:18ポイント)

## 2. 事業要望の時期

- ・事業の実施を希望される方は、前年度の4月から9月までに要望を出していただきます。
- ・要望にあたり、必要な手続をしていただく必要があります。(農地中間管理事業による農地の借り受けや人・農地プランへの位置付け)

〈問い合わせ先〉 静岡市農業政策課 お茶のまち推進係  
 電話:054-354-2089 FAX:054-354-2482





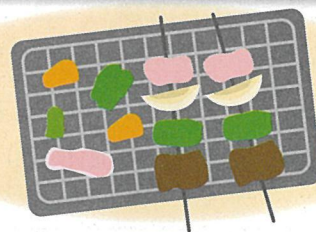
# 催し物のお知らせ

## 平成30年度 第1回 農業経営講座 「行列のできる農園カフェの秘密 ～なかしま園のこだわり～」

- 日時** 平成30年7月17日(火) 14:00～15:30
- 場所** 静岡市役所清水庁舎 3階 ふれあいホール
- 講師** 有限会社 なかしま園 代表取締役 中嶋 正子 氏
- 対象者** 農業を営む人または農業経営に興味のある人 100名
- 申込方法** FAXまたは電話にてお申し込みください。FAXの場合は、講座名、氏名、住所、電話、FAX番号、作目(農業者のみ)を明記してください。
- 申込締切** 7月10日(火)
- 連絡先** 静岡市農業政策課 農業支援係  
電話 054-354-2086 FAX 054-354-2482

## のう ～農コン～ 参加者募集!

- 日程** 平成30年8月4日(土)
- 時間** 11:00～16:00 10:30受付開始
- 場所** そば工房 はまいし(静岡市清水区由比西山寺)
- 内容** バーベキュー婚活
- 対象者** ① 市内で農業を営む独身男性 20歳～49歳まで 12名  
② 農業に興味のある独身女性 20歳～49歳まで 12名
- 申込方法** 市コールセンター(☎054-200-4894)へ電話にてお申込みください。(応募多数の場合は抽選)
- 会費** 2,500円
- 申込期限** 平成30年7月4日(水)から平成30年7月16日(月)まで
- 連絡先** 静岡市農業政策課 農業支援係 電話 054-354-2086 FAX 054-354-2482



日々、頑張って農作物を作っているのに、忙しく、なかなか出会いがない。  
そんな独身農業者の方、ぜひご参加ください。これまでに7組のカップルが結婚されています。  
きっと素敵な出会いがあるはずです! 8組目はあなたかもしれません。



## 駿河区旬穫祭in葵スクエア

**日 程** 平成30年6月15日(金)  
**時 間** 10時30分～13時30分 ※商品が無くなり次第終了します。  
**場 所** 葵スクエア(静岡市役所静岡庁舎西側)※呉服町通り側

### 販売品目(出展予定者)

- 長田の桃(長田桃生産委員会) ●駿河区の魅力紹介ブース
- お茶(銀平・山形農園) ●野菜(JA静岡市南部じまん市)
- 里いもコロッケ(長田唐芋<sup>とういも</sup>部会) ●しいたけ(増田農園)
- はちみつ(静岡県養蜂協会静岡支部) ●用宗のところてん
- 用宗魚仲買人水産加工業協同組合(株式会社マルカイ)
- 久能の葉しょうが(久能葉しょうが委員会)



これから旬を迎える長田の桃などの農産物、しずまえの海産物など、駿河区内の旬の食材を一度に楽しむことができるイベントです。この機会にぜひ、駿河区の旬を味わいませんか？

## 毎月1日は「お茶に親しむ日」

静岡市茶業振興協議会では、毎月1日を「お茶に親しむ日」と定め、協賛店の協力を得て、皆さんにお茶に親しんで頂く機会を提供しております。

毎月1日限定で、静岡市内のお茶屋さんを中心に30店舗以上で、商品の割引や粗品進呈など様々な特典を提供しております。

協賛店舗と特典の提供月日、および特典の詳細については「お茶に親しむ日」で検索してみてください。



※静岡市茶業振興協議会は、静岡茶商工業協同組合、JA静岡市、JAしみず、静岡市で構成されております。





# ～農業者年金で 老後に備えませんか～



**60歳未満**



**国民年金  
第1号  
被保険者**



**年間60日以上  
農業に従事**

の方ならどなたでも加入できます。

保険料／月2万円～6万7千円の間で千円単位で選べます  
 保証／年金は生涯支給されます  
 節税／公的年金ならではの税制度の優遇措置があります。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

農業の担い手(40歳未満)のみなさまは、保険料減額の国庫補助制度(要件あり)もあります。  
 ※要件の詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業者年金に関するご相談は、  
 静岡市農業委員会事務局(221-1483)までお気軽にお問い合わせください。

## 農業者年金現況届について

平成30年5月末頃に(独)農業者年金基金から、現況届の用紙が直接受給権者のみなさまに送付されますので、提出をお願いいたします。

現況届を提出されなかった場合、同年11月からの農業者年金が**差し止め**になりますのでご注意ください。

★提出期間／平成30年6月1日から平成30年6月30日まで

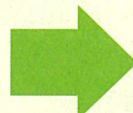
★提出場所／〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所16階 農業委員会事務局

### 【経営移譲年金受給者のみなさまへ】

経営移譲年金を受給されているみなさまは、  
 現況届の自己チェック欄へご記入をお願いいたします。



1. 農業を営んでいますか	はい	いいえ
2. 農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	いいえ
3. 後継者に貸している農地又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	いいえ
4. 農業所得の納税申告をしましたか	はい	いいえ
5. 経営所得安定対策交付金を申請しましたか	はい	いいえ
6. 農業共済に加入しましたか	はい	いいえ